2017年1月20日理事会議決

**社会福祉法人京都ライトハウス**

**中　　　期　　　計　　　画**

**（２０１７年度～２０２０年度）**

**２０１７年１月**

目　　　次

第１　中期計画の基本的考え方　………………………………………………　２

１　中期計画の策定趣旨　……………………………………………………　２

２　中期計画の期間　…………………………………………………………　２

３　法人の理念と中期計画との関係　………………………………………　２

４　中期計画における三つの目標　…………………………………………　３

第２　目標の達成に向けた方策と取組　………………………………………　４

１　視覚障害者等への福祉サービスの質の向上と積極的な提供　………　５

⑴　法人情報の積極的な発信　……………………………………………　５

⑵　福祉サービスの利用促進のための創意工夫　………………………　６

⑶　より満足度の高い福祉サービスへの質の向上　……………………　７

⑷　福祉サービスの提供等における関係機関等との連携　……………１０

⑸　ニーズに対応する福祉サービスの創出・拡大　……………………１１

２　視覚障害者のための公益事業等の推進　………………………………１２

⑴　視覚障害者を対象にした公益事業等の実施　………………………１２

⑵　視覚障害の理解への啓発と支援技術の普及　………………………１３

３　法人の経営基盤の強化　…………………………………………………１４

⑴　安心・安全で安定したサービス提供ができる体制の整備　………１４

⑵　福祉サービスや法人運営を担う人材の育成　………………………１６

⑶　法人の健全な財政運営の確保　………………………………………１６

第３　重点取組　…………………………………………………………………１８

第４　中期計画等の進行管理　…………………………………………………２０

１　年度事業計画の進行管理　………………………………………………２０

２　中期計画の進行管理　……………………………………………………２０

**第１　中期計画の基本的考え方**

**１　中期計画の策定趣旨**

社会福祉法人京都ライトハウス（以下「法人」という。）においては、２０１１年６月に「京都ライトハウス理念」を掲げ、同時にその理念を具体化するために１０年間を計画期間とする「京都ライトハウス中長期計画」を策定し、各種の取組を推進してきたが、その中長期計画は、策定してから２０１６年度で６年が経過する。

この６年間においては、高齢者総合福祉センターライトハウス朱雀の開設をはじめ、法人の事業範囲や法人を取り巻く環境は大きく変化しており、今後も、改正社会福祉法の本格施行や介護保険制度の見直しなど、様々な社会環境の変化が見込まれるところである。

このため、本来であれば、中長期計画の中間見直しを行うところであるが、比較的短いスパンで変化する社会環境に的確に応えていくため、計画期間を４年間とする中期計画に改めるとともに、計画の柱建てを含めて大幅な見直しを行い、今後の４年間における取組方策を明らかにする。

なお、法人においては、各年度において中長期計画に基づく「年度事業計画」を策定してきたところであり、引き続き新中期計画に基づく年度事業計画を策定するとともに、理事会において年度事業計画の進捗管理をしっかりと行うことにより、中期計画の着実な推進を図ることとする。

**２　中期計画の期間**

２０１７年度から２０２０年度までの４年間。

現在の「中長期計画」は１０年を計画期間とし、前半期終了時点で見直すことにしていた。しかし、法人を取り巻く社会環境は比較的短いスパンで変化しており、計画期間を４年間に短縮することにより、変化する社会環境に柔軟に対応できる計画とする。

**３　法人の理念と中期計画との関係**

理念は、法人が長期に亘って目指すべき目標を掲げたものであり、この中期計画は、理念を具体化するものとして策定するものである。

|  |
| --- |
| 【法人の理念】**私たちは視覚などに障害のある全ての人が、個人として尊重され、その能力を発揮できる社会を目指し、社会の一員としてその人らしい自立した生活を営むことができるよう、先駆的事業に積極的に取り組みます。**「京都に盲学生のための図書館を」という視覚障害者の願いを受け、１９６１年に京都ライトハウスが生まれました。以来、視覚障害者の「心のよりどころ」「海なき灯台」として幅広い活動を展開してきました。京都ライトハウスは、実践的な事業を通じて視覚などに障害のある一人ひとりが地域社会において個人として尊重され、その持てる能力を向上、発揮し、社会の一員としてその人らしい自立した生活を営める社会づくりに貢献したいと願っています。職員やボランティアをはじめ関係者が心をひとつにして、視覚などに障害のある人やその家族の要望に応え、仲間づくりの場を提供し、地域社会との懸け橋となり、福祉の向上を目指します。 |

**４　中期計画における三つの目標**

社会福祉法においては、社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的に設立された法人と規定されており、本法人の第一の役割は社会福祉事業の実施にある。また、同法では、経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（公益事業）又は収益を自己の社会福祉事業等に充てることを目的とする事業（収益事業）を行うことができるとされており、第二の役割は公益事業又は収益事業の実施にある。そして、これらの事業を実施するためには、安定した経営基盤のあることが大前提となる。

以上のことから、中期計画においては、社会福祉事業、公益事業等、経営基盤の観点から三つの目標を掲げる。

**目標１　視覚障害者等への福祉サービスの質の向上と積極的な提供**

本法人においては、視覚障害のある方を主たる対象として社会福祉事業を実施し、利用者の方々が、自身が持つ能力を発揮し、社会の一員としてその人らしい自立した生活を営めるよう、各種の福祉サービスを提供してきた。

今後においても、これまで培ってきた視覚障害のある方への支援技術の更なる向上を図る一方、多様化・高度化する福祉ニーズを的確に把握しながら、視覚障害のある乳幼児・児童・生徒、中途視覚障害者、高齢視覚障害者を中心に、ライフサイクルに対応した福祉サービスを必要とされる方々に積極的に提供していく。

**目標２　視覚障害者のための公益事業等の推進**

本法人は、視覚障害のある方の灯台となれるよう、設立時から様々な活動を行ってきた。それは、社会福祉事業の実施による福祉サービスの提供にとどまらず、社会福祉事業の対象とならないロービジョン（弱視）の方を含む視覚障害のある方を対象とした眼科診療所の経営による相談・診断や日常生活用具の斡旋、視覚障害への市民理解を促進するための啓発活動などの公益事業等にも取り組んできた。

今後においても、これらの事業や活動を推進するとともに、福祉サービスを必要とされる視覚障害のある方が安心して他の事業所も利用できるよう、本法人が長年に亘って培ってきた視覚障害のある方への支援技術やノウハウの他事業者への普及にも取り組んでいく。

**目標３　法人の経営基盤の強化**

本法人が、社会福祉事業や公益事業等を確実、効果的かつ適正に行うためには、自主的に経営基盤の強化を図っていく必要があり、その要素となるのは、経営組織のガバナンスの強化、法人管理や事業を担う人材の育成、健全な財政運営である。

今後においては、事業経営の透明性を確保しながら、この三つの観点から、経営基盤の強化に積極的に取り組んでいく。

**第２　目標の達成に向けた方策と取組**

目標の達成に向けた方策の体系

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人理念 | 目　標 | 目標の達成に向けた方策 |
| 大　項　目 | 中　項　目 | 小　項　目 |
| 視覚障害等のある人が、個人として尊重され、その能力を発揮し、社会の一員としてその人らしい自立した生活を営むことができる社会の実現。 | １　視覚障害者等への福祉サービスの質の向上と積極的な提供 | ⑴　法人情報の積極的な発信 | ア　ホームページ・機関誌等による法人情報の発信 |
| イ　イベントや他団体事業の活用等による法人情報の発信 |
| ⑵　福祉サービスの利用促進のための創意工夫 | ア　既存事業における福祉サービス利用の促進 |
| イ　アウトリーチ（地域への出張）によるサービスの普及 |
| ウ　施設の地域開放による住民に身近な施設づくり |
| ⑶　より満足度の高い福祉サービスへの質の向上 | ア　利用者等のニーズを踏まえた既存事業の改善 |
| イ　法人内の連携強化によるサービスの向上等 |
| ウ　利用者等の満足度を向上させる設備・機器の導入 |
| エ　顧客の拡大に向けた魅力ある製品づくり |
| ⑷　福祉サービスの提供等における関係機関等との連携 | ア　法人事業における関係機関等との連携 |
| イ　法人事業を応援するボランティアの養成 |
| ウ　関係機関等が実施する事業への協力 |
| ⑸　ニーズに対応する福祉サービスの創出・拡大 | ア　放課後等デイサービス事業所の開設 |
| イ　就労継続支援（Ａ型）事業所の開設 |
| ウ　その他福祉サービスの創出・拡大 |
| ２　視覚障害者のための公益事業等の推進 | ⑴　視覚障害者を対象にした公益事業等の実施 | ア　法人単独での公益事業等の実施 |
| イ　関係団体と協力した公益事業等の実施 |
| ⑵　視覚障害の理解への啓発と支援技術の普及 | ア　視覚障害の理解に向けた啓発 |
| イ　視覚障害者への支援技術の普及 |
| ３　法人の経営基盤の強化 | ⑴　安心・安全で安定したサービス提供できる体制の整備 | ア　安心・安全な事業実施ができる管理体制の確保 |
| イ　安定的で良質なサービス提供のための職員体制の確保 |
| ウ　法人ガバナンスの確立 |
| ⑵　福祉サービスや法人運営を担う人材の育成 | ア　福祉サービスの提供を担う人材の育成 |
| イ　法人運営を担う人材の育成 |
| ⑶　法人の健全な財政運営の確保 | ア　利用が低調な福祉サービスの利用者の拡大 |
| イ　自治体補助制度等の活用と自治体等からの事業受託 |
| ウ　その他社会的ニーズを踏まえた既存事業の見直し等 |

**１　視覚障害者等への福祉サービスの質の向上と積極的な提供**

**⑴　法人情報の積極的な発信**

法人や法人内の各施設・事業所において、府市民の方に京都ライトハウスの存在や提供する福祉サービスの情報などを積極的に発信する。

**ア　ホームページ・機関誌等による法人情報の発信**

府市民の方に法人の存在や実施する事業を知っていただくうえで、ホームページの発信や機関誌の発行は広範囲に情報が提供できる貴重なツールであり、法人のホームページ、機関誌、パンフレットなどの媒体を使い、よりわかりやすく法人情報を発信していく。

 **＜これまでの主な取組＞**

○　法人では、ホームページを毎月更新し、常に最新情報を発信しており、内容についても、内部委員会を設けて改善を加えてきている。

○　情報ステーションでは、視覚障害のある方に新刊図書や各種行事などの情報を提供する機関誌「はなのぼう」を、毎月、点字・墨字・メルマガ・デイジー・フロッピーの５媒体で発行している。

○　情報ステーションでは、点字図書館のボランティア向けに情報誌「ステーションだより」を年６回発行し、情報ステーション行事の案内やボランティア活動の紹介を行っている。

○　情報製作センターでは、「出版図書ニュース」を年４回発行するほか、点字毎日等のメディアに同センターの雑誌や新刊本の紹介記事の掲載を働きかけるなど、センター利用の促進に取り組んでいる。

**[今後の新規・拡充の取組]**

①　ホームページの更なる充実に向けて不断に点検・見直しを行う一方、ホームページと京都ライトハウス通信を連動させ、引き続き内部委員会で内容を検討し、改善を加える。

②　各施設・事業所において機関誌や事業紹介のパンフレット等を発行する場合は、その目的や対象者を明確にし、効率的で効果的な情報提供を行う。

③　法人の取組やイベントなどが新聞に掲載されたり、テレビで放映されるよう、マスコミに対して積極的に法人情報を提供する。

**イ　イベントや他団体事業の活用等による法人情報の発信**

法人情報発信のツールはホームページや機関誌に限らない。法人独自のイベントや他の団体等が実施する集客力の高いイベントの活用、様々な事業者が参加する各種ネットワーク会議への参画など、様々な機会も活用して法人情報を発信していく。

 **＜これまでの主な取組＞**

○　法人では、毎年「京都ライトハウスまつり」を開催し、様々な法人活動をＰＲしている。

○　ＦＳトモニーでは、「オープントモニー」を開催したり、「FUNAOKA　STANDARD」等他の団体・事業者が開催するイベントに出店するなどして、事業所をアピールしている。

**[今後の新規・拡充の取組]**

①　鳥居寮及び相談支援室・ほくほくにおいては、京都府視覚障害者協会（以下「京視協」という。）や京都視覚障害者支援センター（以下「京視センター」という。）、京都府眼科医会、眼科医等の協力を得て、医療機関に受診されたロービジョンの方に法人等が実施する福祉サービスの情報を提供する。

②　新設したライトハウス朱雀の在宅サービスの知名度は低く、ケアマネージャー等の専門職員が地域に設けられている関係者ネットワーク会議に積極的に参画し、この施設の存在をアピールする。

**⑵　福祉サービスの利用促進のための創意工夫**

法人が提供する福祉サービスについて、支援を必要とされる障害のある方や要介護高齢者等に広く提供していけるよう創意工夫に努める。

**ア　既存事業における福祉サービス利用の促進**

法人が実施する福祉サービスについては、その利用状況を把握・分析し、ニーズがありながら利用につながっていないものは利用の促進に向けて具体的な対策を講じる。

 **＜これまでの主な取組＞**

○　情報ステーションでは、点字図書館の潜在利用者を掘り起こすため、２０１５年度から、子どもたちが点字図書やグッズに触れ、録音図書を聴き、また行事も楽しめる「キッズコーナー」を開設した。

○　情報ステーションでは、３か月に１回程度府内を順番に巡回し、点字図書やデイジー図書のデモンストレーションを行う移動図書館を実施し、利用者の拡大に取り組んでいる。

○　情報製作センターにおいては、小学校から大学までの教科書の点訳や大学・自治体などの各種試験問題の点訳を受注している。また、各種の点字案内板等の監修依頼も増加している。

○　情報ステーション、情報製作センター及び鳥居寮の共催で、点字触読者を増やす啓発事業として点字普及イベントを開催している。

○　鳥居寮の自立訓練やＦＳトモニーの就労移行支援は、利用者が減少傾向にあり、原因の分析と対策が急務となっている。

○　ＦＳトモニーでは、テープ起こしの作業が視覚障害のある方の職域拡大に結び付くよう、府や京都市に支援を要望している。

 **[今後の新規・拡充の取組]**

①　利用者が減少傾向にある自立訓練や就労移行支援について、事業の認知度やニーズなどを分析し、事業ニーズがあると認められる場合には、利用促進のための対策を構築し、実施する。

②　鳥居寮の自立訓練利用者へのサービス向上策として、らくらくが送迎用車両を使用しない日中の時間帯に、当該車両を活用した送迎サービスの実施を検討する。

③　ライトハウス朱雀のデイサービスやホームヘルプサービス、ショートステイ、ケアプラン作成においては、事業所間の過当競争の状況も踏まえ、利用者の拡大に向けて、施設の存在を関係団体・事業者に積極的にアピールするとともに、サービスの付加価値化を検討する。

**イ　アウトリーチ（地域への出張）によるサービスの普及**

京都ライトハウスへの来館・通所が困難な方にサービスが提供できるよう、アウトリーチ（地域への出張）によるサービスの普及に努める。

 **＜これまでの主な取組＞**

○　鳥居寮が府から受託している失明者巡回歩行訓練事業においては、南部アイセンターで訓練を行うほか、京丹後市や宮津市などの府北部に出向いて訪問訓練を実施しており、相応の実績を残している。

○　鳥居寮では、府南部自治体の協力を得ながら南部サテライト事業を実施している。

○　あいあい教室が府から受託している療育訓練事業では、通園による療育訓練と府の北部・南部に出向いての訪問による療育訓練を実施しているが、これまでから利用者が少ない状況にある。

**[今後の新規・拡充の取組]**

①　鳥居寮では、府南部で実施するサテライト事業について、京視協支部に加え、地元の自治体や眼科医などの協力を得て事業を周知するなど、利用者のさらなる拡大に取り組む。

②　あいあい教室の療育訓練事業について、南部アイセンターを利用して相談、療育及び子育て交流会等を実施するとともに、府北部において同事業の利用者が少ない要因を把握し、ニーズはありながら利用が少ない場合は、利用しやすい環境をつくる方策を検討し、実施する。

③　ライトハウス朱雀においては、居宅介護支援事業の一環として、地域のイベント等を活用するなど、地域に出向いて介護相談や活用できる福祉活動の情報提供を行う機会を創出する。

**ウ　施設の地域開放による住民に身近な施設づくり**

施設を地域に開放することは、地域住民がその施設を身近に感じるようになり、施設が提供する福祉サービスの利用促進にもつながってくるため、施設の地域開放を推進する。

 **＜これまでの主な取組＞**

○　法人では、毎年秋に京都ライトハウスまつりを開催し、障害のある方と地域住民との交流を図っている。

○　京都ライトハウス本館では、行政職員や企業の新人職員の見学、小学校から大学までの学習・実習をはじめ、様々なところから視察の受入れを行っている。

**[今後の新規・拡充の取組]**

①　ライトハウス朱雀においては、この施設が地域住民の身近な施設となれるよう、交流イベントの開催や地域福祉団体等に対する事業場所としての貸与を進める。

**⑶　より満足度の高い福祉サービスへの質の向上**

法人が実施する各種福祉サービスについて、利用者により満足度の高いサービスが提供できるよう、サービスの質の向上に取り組む。

**ア　利用者等のニーズを踏まえた既存事業の改善**

時代の変化とともに利用者等のニーズも変化していくものであり、既存事業については、これまでどおりのものを漫然と実施するのではなく、変化するニーズに応えられる事業となるよう、不断の見直しを行う。

 **＜これまでの主な取組＞**

○　情報ステーションでは、プライベート点訳・音訳の依頼を受ける際に工程や完成時期を説明し、「待たされ感」の軽減を図っている。

○　情報ステーションでは、蔵書のデジタル化に取り組んでいるが、取組に遅れが生じている。

○　鳥居寮では、ⅰｐａｄ・ｉｐｈｏｎｅ等情報機器の訓練ニーズに応えられるよう、職員を講習会に派遣するとともに、ビジネススキルアップ・就労セミナーの実施やアビリンピック京都大会への参加にも取り組んでいる。

○　あいあい教室では、通園児全員を対象にした個別懇談を年２回実施している。

○　あいあい教室では、障害の理解や孤立感の解消などの観点から、父親やきょうだい（兄姉）児、家族全員が参加できる事業を実施している。

○　相談支援室・ほくほくでは、２０１５年に執務室を鳥居寮内に移転させ、相談しやすい環境を確保したほか、サービス等利用計画作成の件数拡大に向けて体制を整備した。

**[今後の新規・拡充の取組]**

①　情報ステーションにおいては、引き続き蔵書のデジタル化や拡大文字図書の収集に努めるとともに、視覚障害高齢者等に対する情報アクセス機器や再生機器等の利用支援に取り組む。

②　らくらくにおいては、日中活動のレクリェーションを充実するとともに、新たに生産活動（授産製品づくり等）の実施に取り組む。

③　らくらくでは、必要な介護職員体制を確保し、希望される利用者全員に入浴サービスを提供していく。

④　ＦＳトモニーでは、視覚障害のある大学生の就職の実態を把握し、就労移行支援の充実に反映させる。

⑤　ライトハウス朱雀（盲養護・特養）においては、施設で見取りができる介護技術等の向上に取り組む。

⑥　ライトハウス朱雀（特養）では、認知症利用者の行動・心理症状（ＢＰＳＤ）の発症を緩和するための介護や、利用者本位のケアプランの作成とその実践ができる現場づくりに取り組む。

⑦　ライトハウス朱雀（特養）では、介護の質の向上を図るため、職員のユニットリーダー研修の受講を推進する。

**イ　法人内の連携強化によるサービスの向上等**

法人が運営する施設・事業所においては、それぞれの強みを発揮してサービス提供を行っているが、事業所間の連携をさらに強化し、利用者の発掘やサービスの質の向上につなげる。

**＜これまでの主な取組＞**

○　鳥居寮では、自身の利用者を法人内の他の福祉サービスの利用につなげたり、鳥居寮の機能訓練士が法人内の他の事業所職員にスキルアップのための指導を行っている。

○　法人が提供する福祉サービス等の利用者の発掘については、相談支援室・ほくほくが大きな役割を担っている。

**[今後の新規・拡充の取組]**

①　法人内事業所の利用者が、法人内の他の福祉サービスも利用することで生活の向上が図れる可能性があり、必要な人に必要なサービスが提供できるよう、事業所間の連携を強化する。

②　鳥居寮の機能訓練士が、ライトハウス朱雀の介護職員に視覚障害者支援の技術を指導するなど、法人内で各施設・事業所が有するマンパワーを有効に活用する。

③　ライトハウス朱雀においては、高齢期の視覚障害のある方に切れ目のない支援が行えるよう、施設内の特養ホーム・盲養護老人ホーム・在宅サービス事業所の連携を強化する。

**ウ　利用者等の満足度を向上させる設備・機器の導入**

利用者のニーズは多様化・高度化する一方、技術革新も急速に進んでおり、ニーズがあって利用満足度の向上が期待できる設備・機器の導入を図っていく。

**＜これまでの主な取組＞**

○　情報ステーションにおいては、最新の点字・音訳ソフトを導入するとともに、情報製作センターにおいても、点字印刷機の購入をはじめ、機器の更新を行っている。

**[今後の新規・拡充の取組]**

①　情報ステーションの点字・音訳機器、情報製作センターの点字出版物・オリジナル製品の製作機器、鳥居寮の各種訓練機器、ＦＳトモニーの授産製品の製作機器、らくらくやライトハウス朱雀の介護機器などにおいて、外部資金を積極的に活用しながら、ニーズがあり、また利用満足度の向上が期待できる設備・機器の導入に努める。

**エ　顧客の拡大に向けた魅力ある製品づくり**

情報製作センターでは独自に各種の点字出版物やオリジナル製品等を製作し、また、ＦＳトモニーでは低コストでより良い製品の創作に努めており、これら製品の購入者がさらに拡大できるよう、魅力ある製品づくりに取り組む。

 **＜これまでの主な取組＞**

○　情報製作センターでは、点字出版物である点字システム手帳、はんぶんこシリーズ、点字リーフ等やオリジナル製品であるドット・テーラーの売れ行きが好調である。また、２０１５年には女性向け点字雑誌「きょうきらら」を創刊するなど、視覚障害のある方のニーズを勘案しながら様々な取組を行っている。

○　ＦＳトモニーの授産製品の創作や役務の提供では、オフセットや訪問マッサージが健闘する一方、テープ起しと喫茶が苦戦している状況にある。

**[今後の新規・拡充の取組]**

①　情報製作センターにおいては、今後とも視覚障害のある方のニーズを把握しながら、創意工夫した独自の点字出版物等やオリジナル製品の製作に取り組む。

②　ＦＳトモニーでは、利用者のモチベーションの向上や経済的自立の促進につながるよう、引き続き授産製品や役務の購入者の拡大に向けて魅力ある製品づくり等に取り組む。

**⑷　福祉サービスの提供等における関係機関等との連携**

法人が実施する各種事業の拡充はもちろんのこと、障害のある方や要介護高齢者の生活向上のために、関係機関、ボランティア、地域住民等との連携をさらに推進していく。

**ア　法人事業における関係機関等との連携**

法人が実施する事業において、関係機関・団体、ボランティア、地域住民等との連携を推進し、福祉サービスの質と量の向上を図る。

**＜これまでの主な取組＞**

○　情報ステーションにおいては、府図書館等連絡協議会に参画して公共図書館や大学図書館等と連携するとともに、丹後視力障害者福祉センターとは事業提携を行っている。

○　鳥居寮では、府南部自治体の協力を得て南部サテライト事業を実施するほか、南部アイセンターと連携して定期に訓練を行っている。

○　相談支援室・ほくほくにおいては、地域力の向上を担う京都市障害者自立支援協議会及び北部自立支援協議会に参画し、相談機関連携体制の一角を成している。

○　相談支援室・ほくほくでは、精神保健福祉ネットワーク会議に参加し、精神障害のある方の社会参加や啓発に共同して取り組んでいる。

○　相談支援室・ほくほくでは、京視協及び京視センターと連絡会を３か月に１回開催し、相談内容・制度・計画相談等について情報共有を行っている。

**[今後の新規・拡充の取組]**

①　鳥居寮及び相談支援室・ほくほくにおいては、京視協や京都眼科医会と協働して、眼科医等の医療関係者と法人が連携して医療から福祉サービスまで切れ目のない支援を行うロービジョンネットワークの構築について検討しており、その実現に取り組んでいく。

②　あいあい教室では、南部アイセンターと連携して障害児支援に係る相談活動や啓発活動を実施する。

③　ライトハウス朱雀（在宅事業所）においては、京視協（支部・高齢部）や学区社協などの地域福祉団体や周辺関係機関と協力した地域住民向けの事業を企画し、施設の地域開放を推進する。

④　法人事務所においては、法人と京視協及び京都視覚障害者支援センターの連携強化のため、情報交換会の定例開催を企画する。

⑤　情報ステーションでは、引き続き公共図書館等との連携を推進し、視覚障害のある方の読書環境の更なる改善に取り組む。

**イ　法人事業を応援するボランティアの養成**

法人が実施する事業においては、多くのボランティアの方に応援をいただいており、今後とも継続した応援が得られるよう、ボランティアの養成に努める。

**＜これまでの主な取組＞**

○　情報ステーションにおいては、京都市からの受託事業として点訳・音訳を担う人材の養成講座を実施しているが、高齢化と担い手不足の中で養成講座修了者は減少傾向にある。

○　情報ステーションへの音訳依頼においては、件数だけでなく高度なものも増えており、スキルの高いボランティアの養成が急務な状況にある。

○　情報ステーションでは、ボランティアグループと情報交換、技術供与、催し物の相互協力、職員派遣を通じて協力関係を維持している。

○　法人では、「ライトハウスまつり」の開催において京都産業大学のボランティアサークルに応援を求めるなど、大学生ボランティアとの交流に努めている。

**[今後の新規・拡充の取組]**

①　情報ステーションでは、拡大する音訳依頼に応えられるよう、スキルの高いボランティアの養成に向け、具体的な対策を検討する。

②　あいあい教室においては、近隣大学と協力して視覚障害児支援に係るボランティアの確保と養成に取り組む。

③　らくらくやライトハウス朱雀においては、地域のボランティアを積極的に受け入れる。

**ウ　関係機関等が実施する事業への協力**

他の関係機関・団体が実施する事業の中で、法人の理念に合致し、法人が持つ支援技術やノウハウが生かせるような事業に参画し、相互の協力関係を構築していく。

 **＜これまでの主な取組＞**

○　ＦＳトモニーにおいては、障害者職場実習・チャレンジ雇用事業（京都市）のジョブコーチ、障害者雇用促進アドバイザー派遣等支援事業（京都市）のアドバイザー、京都障害者雇用企業サポートセンター事業（京都府）のアドバイザー、雇用管理サポート事業（高齢・障害・求職者雇用支援機構）の雇用サポーターとして職員が参画している。

**[今後の新規・拡充の取組]**

①　鳥居寮においては、南部アイセンターが実施する事業プログラムに職員を派遣するとともに、府北部で検討が始まった視覚障害者の支援体制づくりに参画する。

**⑸　ニーズに対応する福祉サービスの創出・拡大**

障害のある方や高齢者の福祉ニーズは、社会経済情勢の進展や技術革新とともに変化しており、障害のある方や高齢者にどのような福祉ニーズが生じているのかを把握し、これに対応していくために新たな福祉サービスの創出や事業の拡大に取り組む。

**ア　放課後等デイサービス事業所の開設**

あいあい教室は乳幼児から小学校１年まで対象にしているが、保護者等からは、小学校から高校までを対象とする放課後等デイサービスの実施を要望されており、その事業化に向けた検討を進める。

 **＜これまでの主な取組＞**

○　法人では、２０１５年に有識者等による検討委員会を設置し、放課後等デイサービスの事業化に向けた検討を行った。

**[今後の新規・拡充の取組]**

①　放課後等デイサービスの事業化について、旧船岡寮建物の活用も念頭に置きながら、引き続き検討を進め、２０１６年度中に方針を確立する。

**イ　就労継続支援（Ａ型）事業所の開設**

法人が、障害のある方の経済的自立や一般就労への移行をさらに促進するうえで、就労継続支援（Ａ型）の実施は重要な選択肢と考えられ、ＦＳトモニーにおいて、その事業化について検討を進める。

**＜これまでの主な取組＞**

○　ＦＳトモニーにおいて、就労継続支援（Ａ型）事業所創設の可能性を探ってきている。

**[今後の新規・拡充の取組]**

①　ＦＳトモニーにおいて、就労継続支援（Ａ型）の事業化について検討を進め、２０１６年度中に実現の可否も含めて方針を確立する。

**ウ　その他福祉サービスの創出・拡大**

その他法人として実施に値する福祉サービスについて、ニーズや採算性を勘案しながら、事業の創出・拡大の検討を進める。

**＜これまでの主な取組＞**

○　法人事業所においては、旧船岡寮建物が今後も継続して使用できることになった場合を想定して、同建物の居室を活用した視覚障害のある方を対象とするグループホームの実施を検討している。

○　らくらくにおいては、利用者ニーズを踏まえ、生活介護における夜間介護（単独型短期入所）や土日祝日開所を検討している。

○　視覚障害のある方の働く場と生活の安定に寄与してきた三療の自営が厳しくなっていることから、京視協から法人に対して、ＦＳトモニーの就労継続支援（訪問マッサージサービス）の拡大を要望されており、旧船岡寮建物の活用を前提にして事業拡大の可否の検討を行った。

**[今後の新規・拡充の取組]**

①　法人事務所において、旧船岡寮建物の使用を前提にしたグループホームの実施について、採算性を見極めながら慎重に検討する。

②　らくらくにおいて、引き続き生活介護における夜間介護（単独型短期入所）や土日祝日の開所を検討する。

③　ＦＳトモニーにおいて、旧船岡寮建物の活用を前提に、引き続き就労継続支援（訪問マッサージサービス）の拡大について検討を進める。

④　ライトハウス朱雀（在宅事業所）において、介護保険制度の改正によって創設された日常生活支援総合事業の実施について検討を進める。

**２　視覚障害者のための公益事業等の推進**

**⑴　視覚障害者を対象にした公益事業等の実施**

社会福祉法においては、社会福祉法人の第一の使命は社会福祉事業の実施にあるが、一方で公益事業等を実施する努力義務も課せられており、法人がこれまで培ってきた視覚障害のある方への支援技術やノウハウを生かし、福祉制度の谷間にあるニーズに対応する公益事業等の実施に取り組んでいく。

**ア　法人単独での公益事業等の実施**

これまでから、法人単独で視覚障害のある方への支援技術やノウハウを生かした公益事業等を実施しており、今後とも、法人の経営状況を踏まえながら、ニーズに応じた取組を推進する。

**＜これまでの主な取組＞**

○　鳥居寮と相談支援室においては、眼科診療所経営事業を実施し、一般の医療機関では受入れが難しい方の眼科診断やロービジョン相談を行っている。

○　法人事務所が実施する視覚障害者日常生活用具等斡旋事業においては、利用者拡大に向けて利用体験会「ちょっと来てミー」を年に数回開催するほか、南部アイセンターで視覚障害者日常生活用具等の展示説明会を実施している。

**[今後の新規・拡充の取組]**

①　社会福祉士の資格取得過程にある視覚障害のある方について、相談支援室・ほくほくが実習受入先となり、当該人の資格取得を支援する。

②　社会福祉法で社会福祉法人に課せられた責務を踏まえ、法人全体の経営状況を見ながら、公益事業等の創出・拡大について検討していく。

**イ　関係団体と協力した公益事業等の実施**

法人が持つ視覚障害のある方への支援技術やノウハウを生かし、関係団体と協力した公益事業等の実施を検討する。

**＜これまでの主な取組＞**

○　相談支援室・ほくほくにおいては、福知山市民病院や京都家庭総合支援センターが実施する相談会に相談要員として職員を派遣していたが、職員体制の関係から現在では未派遣となっている。

**[今後の新規・拡充の取組]**

①　相談支援室・ほくほくにおいて、福知山市民病院や京都家庭総合支援センターが実施する相談会に相談要員として職員を派遣する。

②　２０２０年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されるが、関係団体等とも協力して、開催にちなんだ将来にもつながる取組を検討する。

**⑵　視覚障害の理解への啓発と支援技術の普及**

法人がこれまでに積み上げてきた視覚障害のある方への支援実績を基に、府市民の方々が視覚障害をより深く理解していただけるよう啓発に取り組む一方、他の福祉サービス提供事業者等に視覚障害のある方の支援技術を普及させるセンター的役割を果たしていく。

**ア　視覚障害の理解に向けた啓発**

関係団体とも協力しながら、府市民の視覚障害に対する理解を促進する啓発的事業に取り組んでいく。

**＜これまでの主な取組＞**

○　法人では、故鳥居篤治郎先生遺徳顕彰事業を実施するとともに、「京都ライトハウスまつり」を開催している。

○　法人では、京視協等他の団体と共同して白杖安全デー事業、チャレンジ・ラン事業、あい・らぶ・ふぇあ事業を実施している。

**[今後の新規・拡充の取組]**

①　今後においても、法人単独や他団体との共同で視覚障害に対する理解を促進する啓発的事業に取り組んでいく。

**イ　視覚障害者への支援技術の普及**

視覚障害者支援の中核を担うセンターとして、法人が持つ支援技術やノウハウを他の福祉サービス提供事業者等に普及させていく。

**＜これまでの主な取組＞**

○　あいあい教室においては、利用する子どもが併行通園を行っている保育園、幼稚園及び通園施設並びに学校等の職員を対象に、視覚障害の疑似体験会や研修会を実施している。

○　鳥居寮と相談支援室・ほくほくでは、福祉関係者・医療関係者に対して視覚障害者支援に係る研修を実施している。

**[今後の新規・拡充の取組]**

①　法人事務所において、企業等に対し、職員が視覚障害のある職員・顧客をサポートする方法を学ぶ職員研修の企画を提案していく。

②　ライトハウス朱雀（盲養護・特養）においては、京都市老人福祉施設協議会と連携して、高齢者福祉施設の介護職員を対象にした視覚障害者支援に係る研修会の実施を検討する。

**３　法人の経営基盤の強化**

**⑴　安心・安全で安定したサービス提供ができる体制の整備**

安心・安全な事業実施ができる管理体制や安定的に事業が実施できる職員体制の確保、健全な法人運営ができる組織づくりなど、利用者の満足度の高いサービスが提供できる体制の確保に取り組んでいく。

**ア　安心・安全な事業実施ができる管理体制の確保**

安心・安全に事業が実施できるよう、必要な管理体制を確保する。

**＜これまでの主な取組＞**

○　リスク管理として、事故対応マニュアル、個人情報管理規程、安全衛生管理規程、感染症・食中毒マニュアル等を策定している。

○　コンプライアンス管理として、公益通報者保護法に関する規程等を策定している。

○　京都ライトハウス本館及びライトハウス朱雀において、定期的に避難訓練を行っている。

**[今後の新規・拡充の取組]**

①　リスク管理として、大規模自然災害や新型インフルエンザ等の非常災害の発生に備え、対応組織や情報連絡網等の危機管理体制を整備する。

②　コンプライアンス管理として、役職員が法令等を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う組織風土を醸成するために、コンプライアンスの推進体制を整備する。

③　京都ライトハウスは福祉避難所の指定を受けており、大規模災害時に福祉避難所として円滑に運営できるよう、マニュアルの整備や訓練等を行う。

④　法人が所有する建物においては、ハード面だけでなく、案内表示や照明などのソフト面も含めて、障害のある人はもちろんのこと全ての人に優しいユニバーサルデザインを推進する。

**イ　安定的で良質なサービス提供のための職員体制の確保**

安定的で良質なサービス提供ができる職員体制を検討し、その確保に努力していく。

**＜これまでの主な取組＞**

○　情報ステーションにおける音声デイジー図書の製作は長大な作品が増加する一方、テキストデイジー、マルチメディアデイジー、シネマデイジー等新しいデイジー図書の利用が増えており、これらに対応できる職員体制が必要となってきている。

○　ライトハウス朱雀やらくらくにおいて、介護現場の職員に欠員が生じた場合には、速やかに補充職員の求人を行っているが、なかなか適任の応募者がなく、職員確保に苦慮する状況にある。

**[今後の新規・拡充の取組]**

①　情報ステーション及び情報製作センターにおいては、音訳のニーズが拡大しており、これに対応できる職員体制・組織体制のあり方を検討する。

②　らくらくやライトハウス朱雀で職員に欠員が生じた場合、ハローワークだけではなかなか職員雇用につながらない状況があり、ハローワークに加えて効率的・効果的な求人方法を採用し、職員の補充に努める。

③　らくらく及びライトハウス朱雀において、大学等からの実習生受入れや大学生の臨時的雇用により、当該学生と法人のマッチングを図り、卒業後の雇用につなげる。

④　らくらくでは、職員の介護負担の軽減と利用者の安全・安心の確保のため、外部資金を活用しながら、特殊介護浴槽の導入とこれに付随する浴室の改修に取り組む。

⑤　ライトハウス朱雀（特養）は、介護職員初任者研修が実施できる体制を整えており、研修修了後に法人への就職につながっていくよう、介護職員初任者研修の実施に努める。

**ウ　法人ガバナンスの確立**

社会福祉法の改正により法人ガバナンスの強化が求められているところであり、理事会と評議員会の関係や職員間の指揮命令系統を明確にするなど、法人としてのガバナンスを確立する。

なお、法人が新たに設置したライトハウス朱雀は、これまでとは異なる施設規模や利用対象者であり、今後、内部管理制度の設計においては、本館とライトハウス朱雀の相違点を踏まえる一方、両者間の連携が欠けることのないよう十分に配慮する。

**＜これまでの主な取組＞**

○　改正社会福祉法に従い、評議員・評議員会・役員・理事会等の見直し作業を行っている。

**[今後の新規・拡充の取組]**

①　理事会運営規則、評議員会運営規則及び理事職務権限規程等の制定、事務分掌・決裁権限の見直しなどを行う。

②　理事会等において、本館とライトハウス朱雀の連携状況の経常的な点検と課題の解決に努める。

③　職員が職位や役職に就くまでにたどる経歴（キャリア）や道筋（パス）を明確にしたキャリアパス制度を再構築し、階級・職位に対応する役割・能力を確立するとともに、各施設・事業所における指揮命令系統を明確にする。

④　法人の運営状況の情報公開は、法令で定められたものにとどまらず、できる限りの公開に努める。

⑤　新たに設置する運営協議会から出された法人経営に資する意見等については、法人活動に的確に反映させていく。

**⑵　福祉サービスや法人運営を担う人材の育成**

福祉サービス等の提供を担う人材、幹部職員として法人運営を担う人材の育成に積極的に取り組んでいく。

**ア　福祉サービスの提供を担う人材の育成**

法人においては、毎年度に職員研修計画を作成し、全体研修、階層別研修、所属別研修に区分して、福祉サービス等の提供を担う人材の育成に取り組んでいく。

**＜これまでの主な取組＞**

○　全体研修においては、視覚障害者研修及びテーマ別研修を、階層別研修では、新人職員研修、次世代職員研修、主任級職員研修を、また、所属別研修では、各所属が企画した内部研修と職員を派遣する外部研修を実施している。

**[今後の新規・拡充の取組]**

①　キャリアパス制度を再構築する中で、各施設・事業所においてキャリアアップを図るための研修計画を確立する。

**イ　法人運営を担う人材の育成**

ライトハウス朱雀の設置によって法人の規模は拡大したが、今後は大規模化した法人を社会経済情勢を見極めながら持続的に運営していく必要があり、適切に運営できる管理監督職員を計画的に育成していく。

**＜これまでの主な取組＞**

○　現在、将来を展望した幹部職員の育成計画は設けていない。

**[今後の新規・拡充の取組]**

①　中長期的な視点で幹部職員を育成するため、キャリアパス制度を再構築する中で、管理職だけでなく監督職・中堅職の職員も対象にした研修計画を作成する。

**⑶　法人の健全な財政運営の確保**

法人の事業の拡充や職員待遇は収支バランスがあってこそ成り立つものであり、福祉サービスにおける人員体制に見合った実績や報酬加算の確保、自治体等からの補助金や業務受託の確保に積極的に取り組む。

**ア　利用が低調な福祉サービスの利用者の拡大**

法人経営において、ニーズがありながら利用につながっていない福祉サービスの存在は大きな課題であり、その要因を的確に分析しながら、利用者の拡大に最大限努力していく。

**＜これまでの主な取組＞**

○　鳥居寮の自立訓練やＦＳトモニーの就労移行支援は、利用者が減少傾向にあり、原因の分析と対策が急務となっている。

○　京都府北部を対象にしたあいあい教室の訪問療育訓練事業においては、これまでから利用者が少ない状況にあり、ニーズの有無等現状の分析と対策が必要である。

 **[今後の新規・拡充の取組]**

①　利用者が減少傾向にある自立訓練や就労移行支援については、事業の認知度やニーズなどを分析し、事業ニーズがあると認められる場合には、利用促進のための対策を構築し、実施する。

②　あいあい教室では、訪問療育訓練事業について、利用者が少ない要因を把握し、ニーズがありながら利用につながっていないと認められる場合は、利用しやすい環境をつくる方策を検討し、実施する。

③　ライトハウス朱雀のデイサービスやホームヘルプサービス、ショートステイ、ケアプラン作成においては、事業所間の過当競争の状況も踏まえ、利用者の拡大に向けて、その存在を関係団体・事業者に積極的にアピールするとともに、サービスの付加価値化を検討する。

**イ　自治体補助制度等の活用と自治体等からの事業受託**

法人が自主事業を実施するうえで自治体からの補助金は大きなウェートを占めており、また、法人が持つポテンシャルを生かして自治体の委託事業を受託することも、法人が社会に貢献できる取組の一つであり、今後においても、自治体等の補助制度の活用や自治体等からの事業受託に取り組む一方、報酬上の加算制度の積極的な活用を図る。

**＜これまでの主な取組＞**

○　京都市からの運営補助としては、点字図書館（情報ステーション）、自立訓練（鳥居寮）、在宅視覚障害者巡回歩行訓練事業（鳥居寮）、児童発達支援（あいあい教室）、生活介護（らくらく）、就労継続支援（ＦＳトモニー）がある。

○　京都市からの受託事業としては、点訳奉仕員・音訳奉仕員養成事業（情報ステーション）、障害者地域生活支援センター運営事業・障害支援区分認定調査（相談支援室・ほくほく）などがある。

○　府からの受託事業としては、失明者巡回歩行訓練事業（鳥居寮）、視力障害児療育訓練事業（あいあい教室）がある。

**[今後の新規・拡充の取組]**

①　京都市では障害福祉サービス事業に対する運営補助の見直しにより、これまで法人の生活介護、就労継続支援に交付されていた補助は毎年減額されることから、市の新制度による補助金の確保に取り組む。

②　ライトハウス朱雀においては、介護報酬制度において職員体制の充実度に応じて設けられている各種加算の確保に努める。

**ウ　その他社会的ニーズを踏まえた既存事業の見直し等**

法人が実施する事業において、社会経済状況や意識の変化の中で、事業ニーズが存在しているかを検証することは重要であり、不断の検証に努めるとともに、ニーズの低下が認められるものなどについては、所要の見直しを行う。

**＜これまでの主な取組＞**

○　鳥居寮の自立訓練と施設入所支援の利用者は減少し、特に施設入所支援は定員を大幅に下回る状況が継続している。

**[今後の新規・拡充の取組]**

①　鳥居寮の施設入所支援について、抜本的な見直しも含めて今後のあり方を検討する。

②　京都ライトハウス後援会会員の維持・拡大を図るために発行している「ライトハウス通信」について、同会から安定・継続して支援が得られるよう、その内容の充実に努める。

**第３　重点取組**

「第２　目標の達成に向けた方策」において、法人事務所、各事業所、各施設、法人内各種委員会等における取組の方策を掲げたが、法人活動を着実・確実にステップアップさせるため、これらの中で特に重点を置いて取り組む事項について、次のとおり掲げる。

**重点取組１　ライトハウス朱雀の経営の安定化**

２０１６年６月に開設した高齢者総合福祉センターライトハウス朱雀においては、早期の経営の安定化を目指しているが、遅くとも福祉医療機構への貸付金返済（年額約５，５００万円）が始まる２０１９年度までには、返済支出金も含めて収支均衡が図れる施設経営を確保する。

|  |
| --- |
| [「第２　目標の達成に向けた方策」における該当項目]１－⑴－イ－②（ライトハウス朱雀）１－⑵－ア－③（ライトハウス朱雀）１－⑵－イ－③（ライトハウス朱雀）１－⑷－ア－③（ライトハウス朱雀）３－⑶－ア－③（ライトハウス朱雀） |

**重点取組２　総合的に事業が推進できる組織づくり**

社会福祉法の改正により、２０１７年度から新しい法人統治体制がスタートするが、今後は、理事会がエンジンとなり、スピード感を持って事業を推進していく一方、キャリアパス制度の再構築による各階級職の責任の明確化と人材育成、内部規律の確立などにより、役職員が一体となって総合的に事業が推進できる組織づくりに取り組む。

|  |
| --- |
| [「第２　目標の達成に向けた方策」における該当項目]３－⑴－ウ－①（法人事務所）３－⑴－ウ－③（法人事務所）３－⑵－ア－①（法人事務所）３－⑵－イ－①（法人事務所） |

**重点取組３　視覚障害者団体との連携体制の構築**

社会経済情勢等の変化に伴って多様化する視覚障害のある方の諸問題に適切、円滑に対応していく必要があり、視覚障害者支援の中核団体である（社法）京都府視覚障害者協会、（社福）京都視覚障害者支援センター及び（社福）京都ライトハウスが、お互いの取組状況や課題を共有し合うとともに、新たな福祉ニーズに対応するための役割分担や相互協力ができる関係の構築に取り組む。

|  |
| --- |
| [「第２　目標の達成に向けた方策」における該当項目]１－⑷－ア－④（法人事務所）１－⑷－ウ－①（鳥居寮） |

**重点取組４　障害福祉サービス事業所の新規創設**

法人においては、予てから、経済的自立や一般就労への移行を希望される障害のある方を対象にした就労継続支援事業所や、視覚障害のある小学生から高校生までを対象にした放課後等デイサービス事業所の開設構想を持っており、その実現に向けて具体的な取組を進める。

|  |
| --- |
| [「第２　目標の達成に向けた方策」における該当項目]１－⑸－ア－①（あいあい教室）１－⑸－イ－①（ＦＳトモニー） |

**重点取組５　ロービジョンネットワークの構築**

法人では、鳥居寮及び相談支援室・ほくほくが中心となり、京視協や京都府眼科医会と協働して、眼科医等の医療関係者と法人の連携による医療から福祉サービスまでの切れ目のない支援を行うロービジョンネットワークの構築を検討しており、その実現に取り組む。

|  |
| --- |
| [「第２　目標の達成に向けた方策」における該当項目]１－⑴－イ－①（鳥居寮、相談支援室・ほくほく）１－⑷－ア－①（鳥居寮、相談支援室・ほくほく） |

**重点取組６　アウトリーチ（地域への出張）サービスの利用者の拡大**

鳥居寮、あいあい教室や相談支援室・ほくほくなどにおいては、アウトリーチによるサービス提供を行っており、その利用者の拡大に取り組むとともに、他の施設・事業所においても、アウトリーチサービスの実施を検討する。

|  |
| --- |
| [「第２　目標の達成に向けた方策」における該当項目]１－⑵－イ－①（鳥居寮）１－⑵－イ－②（あいあい教室）１－⑵－イ－③（ライトハウス朱雀）１－⑷－ア－②（あいあい教室）２－⑴－イ－①（相談支援室・ほくほく）２－⑵－イ－①（法人事務所）３－⑶－ア－②（あいあい教室） |

**第４　中期計画等の進行管理**

**１　年度事業計画の進行管理**

法人においては、中期計画に基づいて年度事業計画を策定することにしており、今後は、理事会において適切に年度事業計画の進行管理を行い、計画の実施結果については、毎年度の定時評議員会で報告を行う。

計画の実施結果に対する理事会や定時評議員会からの評価については、次年度の事業計画に反映させることにより、ＰＤＣＡサイクルによる確実なスパイラルアップを図っていく。

**２　中期計画の進行管理**

中期計画の期間が終了する時点においては、理事会においてしっかりと総括を行い、評議員会で総括結果の報告を行い、理事会や評議員会からの評価については、次の中期計画に反映させていくこととする。